

JR川越線荒川橋りょうの複線化仕様での架換えに関する協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、協議会構成員の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会の30分前から開始し、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選となります。ただし、報道関係者は別枠とします。
- (3) マスクを着用する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、発言はできません。会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による会議冒頭の写真撮影等は認めます。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため係員が指示する注意事項に従うこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 WEB会議形式で開催する場合の特例

- (1) WEB会議形式で開催する場合は、ライブ配信により傍聴することができます。
- (2) 傍聴希望者は、別途事務局が示す日までに氏名及び電子メールアドレスを事務局に届け出ることとし、事務局は、届出のあった電子メールアドレスにWEB会議のライブ配信視聴に必要なURLを送信します。
- (3) 送信したURLの転送やSNSでの公開は行わないでください。
- (4) ライブ配信の写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) 通信回線の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、協議会はその責を負いません。

附則 この要領は、令和2年11月5日から施行する。

附則 この要領は、令和3年9月10日から施行する。